

第96回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年12月11日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月11日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 第 113号議案 | 宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 114号議案 | 宍粟市組織条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 119号議案 | 宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 120号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 121号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 122号議案 | 宍粟市起業家支援条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 123号議案 | 波賀総合スポーツ公園等に係る指定管理者の指定について |
| | 第 124号議案 | スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について |
| | 第 125号議案 | つちのこホールに係る指定管理者の指定について |
| | 第 126号議案 | 宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について |
| | 第 127号議案 | 土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について |
| | 第 128号議案 | フォレストステーション波賀等に係る指定管理者の指定について |
| | 第 129号議案 | 伊沢の里等に係る指定管理者の指定について |
| | 第 130号議案 | 山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について |
| | 第 131号議案 | 原観光りんご園に係る指定管理者の指定について |
| | 第 132号議案 | 道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定に |

		ついて
	第 133号議案	道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
	第 134号議案	たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について
	第 135号議案	山崎文化会館に係る指定管理者の指定について
日程第 8	第 136号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 9	第 137号議案	第 2 次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更について
日程第 10	第 138号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 11	第 139号議案	市道路線の認定及び変更について
日程第 12	第 140号議案	令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 10 号）
	第 141号議案	令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 142号議案	令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
	第 143号議案	令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 144号議案	令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 145号議案	令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
	第 146号議案	令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 147号議案	令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 148号議案	令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 13	第 150号議案	令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 11 号）
日程第 14	第 151号議案	ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 113号議案	宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定について
日程第 2	第 114号議案	宍粟市組織条例の一部改正について

日程第 3	第 119号議案	宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
日程第 4	第 120号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
日程第 5	第 121号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6	第 122号議案	宍粟市起業家支援条例の一部改正について
日程第 7	第 123号議案	波賀総合スポーツ公園等に係る指定管理者の指定について
	第 124号議案	スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について
	第 125号議案	つちのこホールに係る指定管理者の指定について
	第 126号議案	宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について
	第 127号議案	土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について
	第 128号議案	フォレストステーション波賀等に係る指定管理者の指定について
	第 129号議案	伊沢の里等に係る指定管理者の指定について
	第 130号議案	山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について
	第 131号議案	原観光りんご園に係る指定管理者の指定について
	第 132号議案	道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について
	第 133号議案	道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
	第 134号議案	たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について
	第 135号議案	山崎文化会館に係る指定管理者の指定について
日程第 8	第 136号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 9	第 137号議案	第2次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更について
日程第 10	第 138号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 11	第 139号議案	市道路線の認定及び変更について
日程第 12	第 140号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）
	第 141号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 142号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 143号議案 令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 144号議案 令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 145号議案 令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 146号議案 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 147号議案 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 148号議案 令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 3 第 150号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計補正予算（第 11号）
- 日程第 1 4 第 151号議案 ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の締結について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 山 下 由 美 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 2 番 大 畑 利 明 議員
1 3 番 浅 田 雅 昭 議員	1 4 番 実 友 勉 議員
1 5 番 林 克 治 議員	1 6 番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	参事兼総合病院事務部長	隅岡繁宏君
企画総務部長	前田正人君	まちづくり推進部長	津村裕二君
市民生活部長	平瀬忠信君	健康福祉部長	世良智君
産業部長	名畑浩一君	建設部長	富田健次君
一宮市民局長	上長正典君	波賀市民局長	坂口知巳君
千種市民局長	福山敏彦君	会計管理者	太中豊和君
教育委員会教育部長	大谷奈雅子君	農業委員会事務局長	田路仁君

(午前9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日市長から議案2件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第113号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第113号議案、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 改めておはようございます。

報告いたします。第113号議案、審査報告について。

令和2年11月27日に審査付託のありました、第113号議案、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例の制定については、12月3日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第113号議案の主な内容は、平成29年6月に宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱を制定したが、より明確な基準を定めることにより、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、市民の良好な生活環境を保全するため、本条例を新たに制定するものであります。

審査の中で委員から、近隣関係者の対抗要件についてどのように考えているか。また、土地所有者の責務について、土地、森林等の保全についての考え方はどの質疑があり、当局からは、対抗要件までは規定してないが、自治会をはじめ周辺住民の意向要望を確認するため、設置に関して、地域との対応を行うことを条例で義務づけている。また、土地所有者の責務については、本条例の趣旨を理解し、無秩序な設置などに対し、使用許可についての責務を規定しているとの回答がありました。

また、委員からの意見として、住民側の立場を考慮した条例になるよう、変更が必要な場合は、変更を加えていくことの意見が出ました。

慎重に審査しました結果、第113号議案は全会一致で可決すべきものと決しました

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第114号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第2、第114号議案、宍粟市組織条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） おはようございます。それでは、報告をいた

します。

令和2年11月27日に審査付託のありました、第114号議案、宍粟市組織条例の一部改正については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第114号議案の主な内容は、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織及び分掌する事務について一部改正するものです。

審査の中で委員からは、市長公室を設ける目的、環境施策の推進や北部事務所の体制について質疑があり、当局からは、市長公室の設置は、政策及び危機管理をより迅速かつ適正に推進するため、直轄的な組織設置を行うことを目的としている。

環境施策については、世界的な大きな目標である温室効果ガスの排出削減目標達成に向け、森林資源を多く有する宍粟市として、将来の世代に引き継ぐ施策を率先して進めることが重要と考え、環境と森林を関連づけた部署を設置することとした。

北部事務所については、地域産業課と地域建設課を統合し、将来的には、いずれかの市民局に職員を集約し、効率化を図っていきたいと考えているが、このことについては、地域の理解が必要であり、次年度以降、関係の皆さんと調整していきたいとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第114号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第114号議案、宍粟市組織条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

この条例の一部改正は、地方自治法第158条第1項に基づく市長の権限に属する

内部組織及びその分掌する事務について見直し、整理をするものであり、令和3年4月1日から施行するとのことです。

内容を見てみますと、宍粟市役所本庁舎の産業部と建設部にそれぞれ北部事務所を設置し、一宮市民局、波賀市民局、千種市民局の部署において産業部と建設部がなくなり、まちづくり推進課のみとなっています。ただし、当面の執行場所は現行どおりとするとなっていますが、将来的に各市民局の機能が縮小されるのではないかと危惧します。

また、新型コロナウイルス感染症対策を専門とする部署を立ち上げ、職員や保健師等の設置を行うべきであると考えます。

このような理由により、この条例の一部改正に賛成をすることはできません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、実友 勉議員。

○14番（実友 勉君） 第114号議案、宍粟市組織条例の一部改正に賛成の立場で討論をさせていただきます。

当組織条例の一部を改正する条例は、市長が8年近くの経験の中、より効率のよい組織にしようとして提案されたものでございます。私自身も行政に身を置いていた経験から、業務相互の統一性や事業窓口の一本化などは市長になられた当時から提案をしていたものでございます。また、会派からもこのことについては提案をさせていただきました。組織のスリム化や窓口一本化などは妥当な一部改正であると判断をいたしまして、賛成とさせていただきます。と思います。

議員各位には御賛同賜りますように、よろしく願いをいたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。議案第114号、宍粟市組織条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

今回の組織条例の一部改正は、部の設置について、企画総務部とまちづくり推進部を改編し、新たに市の重点施策を円滑に推進する市長公室と総務部を設けるというものです。また、まちづくり推進部はその所掌する事務の大半を市民生活に所管替えすることなどを主な内容とする提案です。

住宅政策の一元化や環境政策に関する事務分掌の見直しなどは、一定評価をいたしますが、問題は部の改編です。市長公室とは、市の重点施策を円滑に推進するために設けようとしていますが、これは、市の最高規範である自治基本条例の目的や

理念に反し、住民自治を進めようとする自治体改革の流れに逆行するものであります。さらに、市長との意思疎通や合意形成をスムーズに行うといった方向性は、雇用創生協議会問題で指摘をされる再発防止、その改善策としてもふさわしいとは言えません。

そのほか、まちづくり推進部を戸籍や税務などの市民生活部に所管替えしたり、組織機構では各市民局の産業、建設に関する業務を北部事務所に統合するなどの提案は、市民主体の市政を確立するために自治の基本理念や市政運営の基本原則などを定める自治基本条例の目的に反するものであります。

以上のような理由から、この組織条例の一部改正について賛成することはできません。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第114号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第114号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

よって、第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第119号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第119号議案、宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年11月27日に審査付託のありました、第119号議案、宍粟市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第119号議案の主な内容は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、関係する条例8件について、文言の整理等を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第119号議案については全会一致

で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第120号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第120号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年11月27日に審査付託のありました、第120号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定に

より報告をいたします。

第120号議案の主な内容は、山崎スポーツセンター、スポニックパーク一宮及び波賀B & G海洋センターの冷暖房設備について、一般利用時の冷暖房使用料を追加規定するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第120号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第121号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第121号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 報告いたします。第121号議案、審査報告について。

令和2年11月27日に審査付託のありました、第121号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、12月3日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第121号議案の主な内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を10万円引き上げ、対象世帯に給与所得者または年金所得者が合わせて2人以上いる世帯については、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えるものとする改正を行うものであります。

審査の中で委員から、各割合軽減人数と改正後の人数はとの質疑がありました。当局からは、10月末現在、7割軽減1,867人、5割軽減1,530人、2割軽減1,265人で、改正後の人数については、システムが未改修のため、明確な人数は把握できていないとの回答がありました。

慎重に審査しました結果、第121号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第122号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第6、第122号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和2年11月27日に審査付託のありました、第122号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第122号議案の主な内容は、起業後も含めた支援内容の拡充を図るため、起業後のフォローアップ制度の新設、転入者について支援の上限の50万円加算や、雇用対策助成に社会保険被保険者枠を新設するなどの改正を行おうとするものです。

審査の中で委員からは、起業後の支援制度を設ける理由や初期投資の助成額を減額する理由について質疑があり、当局からは、起業された方から、当初の計画どおり事業が進んでいないとの声や、事業を進める中で、資金面の相談も含め継続的な支援を求める声があり、また、起業の際の借入額を調査した結果、平均が200万円強であったことから、初期投資の助成をその2分の1程度の100万円に減額し、その分、起業後のアフターフォローを含めた支援を充実させることが有効と判断したとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第122号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(東 豊俊君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第122号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第122号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第123号議案～第135号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第7、第123号議案、波賀総合スポーツ公園等に係る指定管理者の指定についてから、第135号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定についてまでの13議案を一括議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会及び文教民生常任委員会にそれぞれ審査を付託していたものであります。

まず、総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和2年11月27日に審査付託のありました、第123号議案、波賀総合スポーツ公園等に係る指定管理者の指定について、第124号議案、スポニックパーカー一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について、及び第127号議案、土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定に

ついでから、第133号議案、道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定についてまでの9議案については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により一括して報告をいたします。

これら9議案の内容は、公の施設18施設について、それぞれ令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間の指定管理者を議案書記載のとおり指定をしようとするものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第123号議案、第124号議案及び第127号議案から第133号議案までの計9議案については、9議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 次に、文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 報告いたします。第125・126・134・135号議案について、審査報告をいたします。

令和2年11月27日に審査付託のありました、第125号議案、つちのこホールに係る指定管理者の指定について、第126号議案、宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について、第134号議案、たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について、第135号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定についての4議案は、12月3日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により一括して報告いたします。

これら4議案の内容は、公の施設18施設について、それぞれ令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間の指定管理者を議案書記載のとおり指定をしようとするものです。

審査の中で委員から、指定管理者の指定4議案、文教民生常任委員会審査について、基本協定、自主事業の範囲など、見直しはあるのかとの質疑があり、当局からは、4議案に関して基本協定の内容、自主事業の範囲などの大きな変更はないとの回答がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査しました結果、第125・126・134・135号議案は共に全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 各常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本13議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第123号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第123号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第123号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第124号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第124号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第125号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第125号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第125号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第126号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第126号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第126号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第127号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第127号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第127号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第128号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第128号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第128号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第129号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第129号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第129号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第130号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第130号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第130号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第131号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第131号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第131号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第132号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第132号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第132号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第133号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第133号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第133号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第134号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第134号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第134号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第135号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第135号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第135号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第136号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第8、第136号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 令和2年11月27日に審査付託のありました、第136号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第136号議案の主な内容は、北播磨清掃事務組合の解散に伴い、所要の改正を行うものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第136号議案については、全会一致で可決すべきものと決しました

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第136号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第136号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第137号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第137号議案、第2次宍粟市総合計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年11月27日に審査付託のありました、第137号議案、第2次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の変更については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第137号議案の主な内容は、第2次宍粟市総合計画基本構想及び前期基本計画の計画期間をそれぞれ1年延長し、後期基本計画の計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間としようとするものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第137号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第137号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第137号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第138号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第10、第138号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変

更についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年11月27日に審査付託のありました、第138号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第138号議案の主な内容は、観光駐車場整備事業、市道2路線の整備事業を追加するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第138号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第138号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第138号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第139号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第139号議案、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月27日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長（浅田雅昭君） 令和2年11月27日に審査付託のありました、第139号議案、市道路線の認定及び変更については、同日に第17回総務経済常任委員会を、12月4日に第18回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第139号議案の主な内容は、市道4路線を認定、1路線を変更するものです。

関係職員の説明の下、現地の確認を行い、慎重に審査した結果、第139号議案については全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第139号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第139号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第140号議案～第148号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第12、第140号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第10号)から、第148号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第4号)の9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る11月27日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) おはようございます。

11月27日の本会議に上程され、本委員会に付託されました、第140号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第10号)から第148号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第4号)までの9議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月3日に文教民生分科会、4日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、12月9日に第18回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第140号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、会計システム更新、ビデオ会議システム導入経費、感染症対策としての消毒液購入、地域おこし協力隊員の追加配置、観光施設の修繕等工事に係る経費などの計上のほか、休業要請事業者経営継続支援事業、テイクアウト応援事業及び感染防止対策設備整備事業などの事業費確定に伴う減額、道路修繕工事費の増額計上などであります。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、前年度繰越金などを増額計上するものであります。

また、繰越明許費として、総合計画及び総合戦略策定事業、ちくさ高原キャンプ場整備事業、道路新設改良事業、公共土木施設災害復旧事業などの各経費を計上し、さらに、債務負担行為として、総合計画及び総合戦略策定業務、観光駐車場整備及び周辺道路改良工事設計業務等の各委託経費を追加計上するものであります。

審査の中で委員からは、商工費で、感染防止対策設備整備事業費が減額されているが、継続する必要があるのではないかという質疑があり、当局からは、飲食事業者を対象に、新たな支援制度として、感染防止対策設備強化補助事業を設け、現計予算内の流用により対応するとの回答があったとのことです。

次に、第146号議案の主な内容は、期末手当支給割合引下げに伴う人件費の整理及び会計システム電子決済対応改修委託料を計上するほか、債務負担行為として、新水源の運用開始に伴う令和3年度から令和4年度までの水道施設浄水場等運転管理業務を追加するものであります。

次に、第147号議案の主な内容は、期末手当支給割合引下げに伴う人件費の整理であります。

それぞれの議案について、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第140号議案の関係部分、第146号議案及び第147号議案の3議案につきましては、全て全会一致で賛成であったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第140号議案の関係部分の主な内容は、市民生活部の関係では、税過誤納還付金の増額補正、健康福祉部の関係では、一宮北部地域医療拠点施設整備に係る事業費の計上など、教育部の関係では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、小中学校の衛生環境の改善を行うための事業費などの追加計上であります。

審査の中で委員からは、市民生活部の関係で還付金発生の理由はとの質疑があり、当局からは、還付金の発生要因は個人住民税の更正、法人市民税の精算による還付、固定資産税の更正などが主な要因でありますとの回答があったとのことです。

次に、健康福祉部の関係で、遠隔手話サービス導入において、スマホなどの端末を整備する必要があるのではないか、その支援についてはどうなのかとの質疑があり、当局からは、端末支援については、現段階では考えていない、緊急時に備え、手話通訳を利用しやすい環境を増やすことで整備を考えているとの回答があったとのことです。

次に、教育部の関係で、波賀城史跡公園遊歩道の改修工事内容について質疑があり、当局からは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地元

産の宍粟材を用いて遊歩道の改修工事を行い観光スポットでもある公園の環境整備を行うものでありますとの回答があったとのことです。

次に、第141号議案の主な内容は、給与改定に伴う人件費の補正のほか、各保険給付費に不足が見込まれる場合の対応として、保険給付費の項間の流用を可能とする条項を追加するものであります。

次に、第142号議案の主な内容は、給与改定に伴う人件費の補正及びマイナンバーカードを活用した資格確認を行うための整備のほか、発熱者臨時外来の診療日に土曜日を追加することによる人件費の増額であります。

次に、第143号議案の主な内容は、後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金を支出するための予算の追加計上であります。

次に、第144号議案の主な内容は、給与改定に伴う人件費の補正及び保険給付費を精査して計上するほか、国庫支出金と一般会計からの繰入金を財源に、令和3年4月からの介護報酬の改定に向けたシステム改修を行うための事業費を追加するものであります。

審査の中で委員からは、給付費不充足の説明を求めるとの質疑があり、当局からは、当初予算で過小傾向で精査していたこともあるが、特に、介護老人保健施設の給付費が前年より増加しており、また、地域密着型介護サービス給付費の不充足については、通所系サービス全般で、前年と比べ減少傾向にあったことが要因として考えられるとの回答があったとのことです。

次に、第145号議案の主な内容は、県補助金を活用した新型コロナウイルス感染症対策として必要な設備の導入を行うための事業費を追加計上するものであります。

次に、第148号議案の主な内容は、給与改定に伴う人件費の補正のほか、マイナンバーカードを活用した資格確認を行うための整備に係る事業費の追加計上であります。

それぞれの議案について慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第140号議案の関係部分及び第141号議案から第145号議案の5議案、第148号議案につきましては、全員賛成であったとの報告がありました。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第140号議案から第148号議案の補正予算9議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本9議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第140号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第140号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第140号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第141号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第141号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第141号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第142号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第142号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第142号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第143号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第143号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第143号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第144号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第144号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第144号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第145号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第145号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第145号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第146号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第146号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第146号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第147号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第147号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第147号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第148号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第148号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第148号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第150号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第13、第150号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第150号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の予備費を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活環境が厳しい低所得の独り親世帯を支援するための臨時特別給付金が再支給されることになったことに伴い、必要となる事業費と事務費を追加で計上するものであります。

歳入歳出にそれぞれ1,636万6,000円を追加し、補正後の総額を294億2,813万1,000円とするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第150号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第14 第151号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第14、第151号議案、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第151号議案、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、冬季の重要な観光コンテンツの一つであるちくさ高原スキー場に人工降雪機の整備を行うことにより、早期の営業開始と安定した営業期間を確保し、利用者のサービス向上と運営の安定化を図るものであります。

今回、この事業についての公募型プロポーザルを実施したところ、3者より提案があり、審査等の結果、檜山工業株式会社代表取締役、檜山 宏と契約金額2億9,986万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第151号議案は、総務経済常任委員会に審査を付

託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月16日午前9時30分から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時42分 散会)